

Title	日本新聞發達史, 小野秀雄氏著
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎(Tanaka, Suiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1922
Jtitle	史学 Vol.2, No.1 (1922. 11) ,p.131- 132
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19221100-0131

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評

日本新聞發達史

(小野秀雄氏著)
大毎、日日兩社發行

東京帝國大學の大学院で新聞紙を研究して居る小野君は今度日々新聞創刊五十年の記念出版として題號の如き著述を試みられた。明治十年以前に就ては既に十分に研究を遂げられたことであるが、急遽十年以後の材料を蒐集し、最近の華盛頓の軍備縮小會議に於ける通信員の活動振をも洩らさず論評して菊版五百頁の我邦の新聞史を學界に提供された。その勞や多とせればならぬ。らぬのである。

新聞紙の發達は文化普及の象徴である、新聞紙の盛衰は國民思想の反映である。海外と内地とを問はず往く處としてその地に發行さる、新聞紙に就て文化の程度如何をトし得ぬところは無い。日本の新聞紙が瓦版や讀賣の昔から次第に發達して今日の如き百花爛漫たる光景を呈するに至つたその進歩の跡を辿つて見れば宛然たる一部の日本文化史であつて、而して日本の國民性も亦之に由てその片鱗を現はして居る。而も小野君のその著の出る以前に於ては朝倉無聲氏の「本朝新聞史」小池洋二郎氏の「日本新聞歴史」等單に一時期一部門に就て論述したものがあつたのみであつた。故にこの著述の出版せられたことは確に學界の一缺陷を充填したものである。

のである。

新聞紙は嘗ては指導者であつたが今では報道者であるとは能く耳にする處である。併し假りに報道者であつたとしてもその報道が純客觀的になり得ぬ限り、殊に三面記事の加き主想的氣分の濃厚なるものに於ては多數の讀者を左右する魅力を有して居る。新聞紙はこの著述の示すが如く過去に於て政界の波瀾と密接な關係を有して居つたが如く、今後に於ても依然として指導者たるの地位を失はぬのである。社會を動かすの實力より云へば今日は何物も新聞紙に及ばぬのである。實に國家の興亡と迄は云はずとも盛衰は確に新聞紙の態度に由つて定められるのである。過去に於て然り將來も亦然らざるを得ぬので、隨て新聞記者たるものは無冠の帝王たる自尊心を以て常にその一語一句に注意を拂はねばならぬ。

小野君の序文にもある如くこの著述は五ヶ月の日子を以て忽忙起稿されたものであるから多少の脱漏もあらう。例へば三宅雪嶺博士の「江湖新聞」の如き當時之を愛讀して措かなだ自分等から見れば假令永く發行を續けなんだとは云へ他の無名の新聞と共に輕々に叙し去られては遺憾に堪へぬ。又箕浦勝人氏を貴族院議員となすが如き誤植とも見做す可きものも若干見受けらる。併しそれは兎に角本邦新聞紙の發達を説いてその政治社會との交渉は勿

論一般世人の餘りに注意せざる編輯營業等の方面に涉つて詳細の記述を惜まぬ本書は社會教育上測り難い價値を具へて居る。若し夫れ新聞記者の天職を軽く見るの痼疾が本書に由て醫治せられたならばその價値は更に加はると思ふ。(田中萃一郎)

舊佐賀藩ノ農民土地制度

(農商務省農務局編)
(帝國農會發行)

土地をすべて藩有に移し更めて四分の一を地主に四分の三を小作人に與へた、但し三十町歩以上の地主には六町歩に制限した。次で爾他の領内では加地子の収入を失つて小地主が困難に陥つたので文久元年に有田伊萬里方面と同じく一旦土地をすべて地主の手から奪つて、更めて二分五厘を地主に七分五厘を小作人に與へた。是が即ち幕末に於ける佐賀藩の土地制度改革である。

鍋島閑叟が佐賀藩主たりし當時斷行した農政上の改革は隨分思ひ切つた英斷であつた。勿論徳川時代の地主の土地所有權は農業者に同情の無い學者には否認せらるる程プレキリアスなもので且又之れより生ずる實收も僅少なものであつた。本書にも田壹反歩の收獲を平均米壹石七斗として壹石は藩へ納むる御年貢米五斗は小作人の所得で地主の収入は貳斗であつた。佐賀藩では是を加地子と云ふて居つた。加地子とは地租に加へて小作人の御年貢を上納する時に地主に納附されて居つた。扱て鍋島閑叟が天保元年に襲封した時は前代綱紀紊亂の後を受けて苛斂誅求到らざる所無なかつた。隨て百姓も流離困頓眼も當てられぬやうであつたので天保十三年に加地子納付を十箇年猶豫した。地租をも減ずる程と云ふことは固より思ひも及ばぬことで十年間地主の収入を奪つた併しかゝる亂暴な法令は武斷政治の徳川時代でも徹底的に行はるることは困難であつた、農民の經濟状態は容易に向上せぬので嘉永四年に更に十年間加地子を猶豫した。さり乍ら富商兼併の甚しかつた地方では毫も効果が無いので有田伊萬里方面では翌五年にリ村里益々混亂に陥れり」と非難してゐるのは佐賀藩の農政改革

この改革は從來迎も多少學者の注意に上つて、例へば安部磯雄氏の「社會主義小史」には是を評して土地の所有權小作人に歸したるの觀を呈し我國に於て土地國有論の是認せられたる先例を爲せりと述べてある。農商務局囑託員小野武夫氏はこの問題に興味を起し舊記を繕き故老に訪ひて研鑽を遂げ筆を佐賀藩の狀態に及ぼし閑叟の改革を説き延て維新後に於ける加地子田處分の紛擾に及それが即ち本書である。小野氏の所見に従へば有田の富商階級に屬して居る正司考祺の『經濟問答秘録』中に『去る文化の年或邦に新制を建て富民所持の田畠を取揚げ小作人に與へしに領中乍ら騷動して鼎の湧くが如く之迄正直者と呼ばれし者も忽ち邪心を生じ種々奸惡の陋策を講じ或は姓名を易て多く取り之に反して鈍直の者は少しく取り弱き者は壓倒され強き者は取勝となりしが而かも一二ヶ月も經ざる間に上より與へられたる十中八九は入質或は放資せられ新制の布かれたる翌年代官庄屋に往き租帳を見れば田地は以前の如く悉く人手に渡り上よりの賜田とは唯名のみにして舊家は潰れ僥倖の者一方より安價にて土地を買占或は高利の質に取